

相模川・小出川水面等利用者協議会規約

(名称)

第1条

本会は、相模川・小出川水面等利用者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条

協議会は、相模川本川の河口部から湘南銀河大橋まで及び小出川の相模川合流点から宮の下橋までにおける水面の安全かつ快適な利用、流水面特有の環境機能の維持・増進及び水面・水際利用に良好な空間の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 秩序ある水面・水際利用の実現に向けた水辺整備等に関する事項
- 二 その他、水面利用に係わる重要な事項

(構成)

第4条

協議会は、学識者、国土交通省（京浜河川事務所）、神奈川県、沿川自治体（平塚市、茅ヶ崎市）、警察、水面を利用している各種団体の代表者及び水面利用に係わる各組織の代表者によって構成するものとし、別表に定める者をもって充てる。

(組織)

第5条

- 一 協議会に会長1名を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定める。
- 二 会長は、協議会を代表し、会務を掌握する。

(協議会)

第6条

- 一 協議会は、委員等から開催要請があった場合で会長が必要と認めた時、会長が招集し、協議会の議長は会長がこれに当たる。
- 二 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(検討会)

第7条

- 一 協議会は、これを円滑に運営するため、協議会で協議する事項について調査、検討を行い、具体的な施策等について調整を図る検討会を置くことができる。
- 二 検討会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 三 検討会は、必要に応じ会長が招集する。

(事務局)

第8条

協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と神奈川県藤沢土木事務所に置く。

(規約の改正)

第9条

協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第10条

この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

(付則)

- 1 この規約は、平成23年11月29日より施行する。

表 相模川・小出川水面等利用者協議会 委員名簿

○会長

区 分	所 属	役 職	委 員 名
学識委員	関東学院大学工学部	名誉教授	宮村 忠 ○
	山梨大学大学院医学工学総合研究部	教授	末次 忠司
	埼玉大学大学院理工学研究科	教授	浅枝 隆
	ものづくり大学建設技能工芸学科	教授	増淵 文男
行政委員	平塚市	市長	
	茅ヶ崎市	市長	
	神奈川県平塚警察署	署長	
	神奈川県茅ヶ崎警察署	署長	
	神奈川県県土整備局河川下水道部流域海岸企画課	課長	
	神奈川県藤沢土木事務所	所長	
	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	所長	
水面等利用者	相模川漁業協同組合連合会	代表理事会長	
	相模川第二漁業協同組合	代表理事組合長	
	平塚市漁業協同組合	代表理事組合長	
	日本海洋レジャー安全・振興協会	理事	
	日本舟艇工業会関東支部	支部長	
	関東小型船安全協会	専務理事	
	パーソナルウォータークラフト安全協会関東地方本部	本部長	
	馬入水辺の楽校の会	会長	